



① ボランティア清掃ごみの回収サービス

② ごみ出し時の注意事項 について 【申込・問合せ】 環境衛生課 ☎72-9001

① ボランティア清掃ごみの回収サービスについて

ボランティアで清掃作業を行う際は、事前に申請いただければ、集めたごみを市が回収します。

● 対象となるごみ

ボランティアで海岸、道路、公園など公共の場所を清掃した際のごみ。

※刈草や剪定枝などの自然物や、集積所に残されたごみなどは対象外です。

● 申請方法

清掃実施日の3日前までに環境衛生課または各総合支所地域振興課に申請してください。

※申請の際に必要な場合は、ごみ袋・軍手を提供します。



● ごみの分別と回収について

清掃した際のごみは、可燃物(汚れのひどいペットボトル含む)・空きかん・空きびん・不燃物に分けて袋に入れてください。分別不良のごみは回収できません。

回収は、原則として実施日の翌日(土日の場合は直近の平日)に行います。



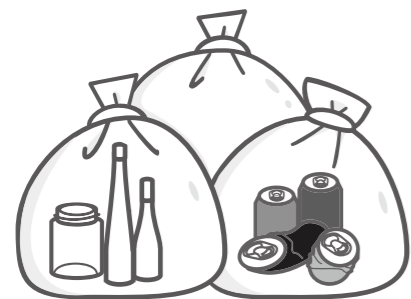
◀▲昨年7月に黒津崎海岸で行われたボランティア清掃作業の様子。市内の企業や団体、国東高校生などが参加しました。

② ごみ出し時の注意事項について

● ごみ出しはルールを守ってお住まいの地区集積所へ

地区外から持ち込まれる分別不良のごみ出しが見受けられます。ごみはきちんと分別し、指定された袋に入れて、必ずお住まいの地域で割り当てられた集積所へ出しましょう。

ごみの分別がわからないときは、3月に市内各世帯に配布した「国東市ごみ収集計画表」をご覧ください。市にお問い合わせください。



● ごみ袋の種類

下記の袋に入れて、それぞれ分別して出してください。

・可燃ごみ

指定ごみ袋(大45ℓ・小30ℓ)

・ペットボトル

指定ごみ袋(45ℓ)

・不燃物

指定ごみ袋(45ℓ)

・かん

透明ビニール袋(45ℓ以下)

・びん

透明ビニール袋(30ℓ以下)

※かん・びんの指定袋はありませんが、白色のレジ袋など中身が見えない袋は使用できません。



コロナ禍で売上が減少した事業者に対して

最大40万円を給付します 【申込・問合せ】 活力創生課 商工労政係 ☎72-5183

新型コロナウイルス感染拡大の影響で売上が減少した市内事業所に対して、市独自の支援金を給付します。

対象事業者

以下の①～⑤全てを満たす事業者が対象となります。

- ①市内に事業所がある中小法人、個人事業者(農業、漁業、林業、金融・保険業などは除く)。
- ②令和3年1月～6月のいずれかの月の売上が、前年または前々年の同月比で15%以上減少していること。
- ③今後も事業を継続する意思があること。
- ④令和2年11月30日までに創業しており、税申告が完了していること。
- ⑤国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を申請または受給していないこと。

※太枠内が本給付金

制度名	【国の給付金】 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(受付終了)	【市の給付金】 国東市中小企業者事業継続支援給付金 (左記給付金の申請・受給者は対象外)
売上減少要件	50%以上減少	15%以上減少
給付額	法人:最大60万円 個人:最大30万円	【新型コロナ関連融資を受けている】 法人:最大40万円 個人:最大20万円 【新型コロナ関連融資を受けていない】 法人:最大20万円 個人:最大10万円

申請について

● 申請期限

令和4年1月31日(月)

※消印有効

● 申請方法

活力創生課に必要な書類を郵送または持参してください。

※3密を回避するため郵送による申請にご協力願います。

● その他

- ・申請書は活力創生課窓口または市ホームページにて配布しています。
- ・給付金の詳細については市のホームページをご覧ください。

